

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成18年12月15日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年1月16日から同年2月5日まで縦覧に供する。

平成19年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南下所地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独市費補助土地改良事業（水路新設事業）上旦原地区	〃